

国指定小笠原群島鳥獣保護区
指定計画書（区域の拡大）
（案）

平成 2 1 年 月 日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

小笠原群島鳥獣保護区（従来の小笠原諸島鳥獣保護区から名称を変更する）

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

東京都小笠原村所在聳島列島、父島の一部（海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場及び揚陸場（平均海面時の海面上の工作物を含む）並びにその周辺20m以内の区域、境浦ダム湖満水水面及びダム堰堤頂部、長谷ダム湖満水水面及びダム堰堤頂部並びに湖側堰堤の延長線と満水水面時の湖岸からダム管理道路（湖の北側は湖岸から10m線界）に囲まれた区域、時雨ダムの満水水面とダム管理道路との交点を基点とし、同所からダム管理道路を西進し同道路とダム放水路北側終点との交点に至り、同所から八ッ瀬川右岸を西進し同河川と国有林20林班イ₁小班との交点に至り、同所から境界線を南進し同河川左岸の河川敷から10mの地点へ至り、同所から八ッ瀬川左岸の河川敷から10m線界を東進し同河川からダム放水路南側終点から南東10mの地点に至り、同所から南東進し標高26m地点との交点に至り、同所から標高26m線を北進しダム堰堤南部との交点に至り、同所から時雨ダム満水水面を東進し起点に至る線により囲まれた区域）を除く父島列島及び母島列島の島しょの区域並びに聳島列島の北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩、媒島、嫁島、父島列島の孫島、瓢箪島、東島、南島、母島列島の母島（国有林30林班イ₁小班とイ₂小班との交点から同境界線を南西に進み同林班イ₁小班とロ₃小班的境界線との交点に至り、同所から境界線を西進し同小班と同林班の小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同林班ロ₃小班とロ₂小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し海岸線に至る線以南の地域に限る）、鰹鳥島、中鰹鳥島、小鰹鳥島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島、姪島の各島の汀線（各島平均海面時の汀線）から沖合1km以内の海域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日（10年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

小笠原群島は、東京から南方約1,000km離れた父島を中心に、北から聳島列島、父島列島、母島列島の3列島に大別される島々から成り、総面積は71.4km²である。いずれも海中より隆起した海洋島で、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きにならなかったことがない。

このような自然条件から、小笠原群島の動物相は貧弱であるが、独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥

類の重要な繁殖地となっている。

これまで小笠原群島で、繁殖が確認された鳥類は26種であるが、陸鳥ではこのうちの6種はすでに絶滅しており、現在は、世界的な珍鳥とされる固有種で特別天然記念物に指定されているハハジマメグロをはじめ、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワ等9種が繁殖している。海鳥では、現在、クロアシアホウドリ、コアホウドリ、カツオドリ、オーストンウミツバメ、オナガミズナギドリ等9種が繁殖している。また、シギ、チドリ類、カモ類等の水鳥の渡来中継地となっている。

哺乳類については、オガサワラオオコウモリが唯一の固有種であり、現在は、父島を中心に130頭程度が生息している。その他、ヤギ、ネコ、ネズミ類が野生下で生息しているが、いずれも人為的に持ち込まれたものである。

このように、当該区域は、小笠原固有の希少鳥獣の生息地及び繁殖地として重要な区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区を更新するとともに、今回新たに父島及び母島のうち未指定地域及び海鳥類の繁殖地から1km以内の海域に拡張して指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島毎の生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。
- 2) 鳥獣類の集団ねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入、ごみの散乱等による鳥獣類の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。
- 3) 鳥獣類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

3 区域拡大の理由

当該区域は、希少鳥獣の保護を図るため、昭和55年3月31日に特定鳥獣生息地として鳥獣保護区に指定後、平成11年11月1日に更新され、現在に至っている。

アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリをはじめ小笠原固有の鳥獣の生息個体数は極めて少なく脆弱な個体群であること、亜熱帯気候の海域に適応した海鳥類の重要な繁殖地であることから、これら希少鳥獣の安定的な生息地を保

全するため、現行の指定区域を更新する必要がある。

加えて、これらの希少鳥獣は島内や島間を広範囲に移動することから、生息環境の保全のため、父島・母島の未指定地域や海鳥類の繁殖地の周辺海域についても区域を拡張するものである。

4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

() : 拡大前面積

総面積 20,058ha (5,899ha)

内 訳

ア 形態別内訳

林野	6,921ha (5,890ha)
農耕地	35ha (1ha)
水面	13,002ha (-ha) (各島より周辺1km)
その他	100ha (8ha)

イ 所有者別内訳

国有地 5,383ha (4,317ha)

国有林	4,740ha	財務省所管	641ha
	(4,317ha)		(641ha)
国有林以外の国有地	643ha	環境省所管	2ha
	(641ha)		(-ha)

地方公共団体有地 533ha (2ha)

私有地等 1,140ha (939ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 -ha

自然公園法による地域 1,9101ha (5,053ha) (陸域+海域)

文化財保護法による地域 -ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、東京の南方約1,000kmの海上に散在する東京都小笠原村に属する聳島列島、父島列島、母島列島にわたる島から成る。

イ 地形、地質等

当該区域は、海洋性島弧の形成過程をマグマ組成の変化や火山活動の位置の変化により、観察できる場所がある。代表的な岩石としてボニナイトがあり、各所に露頭を見ることができる。

ウ 植物相の概要

当該区域は、海洋島であることから固有の生態系が成立しており、ブナ科を欠落し、シダ植物の割合が高く、固有種が多いという特徴が見られる。また、オセアニア系、東南アジア系、本州系など多様な起源の種が混在している。

エ 動物相の概要

当該区域は、大陸から遠く隔てられているため動物相は貧弱である。大型の哺乳類は少なく、天然記念物に指定されているオガサワラオオコウモリ一種のみである。このほか移入動物で野生化したものに、ヤギ、ネコ、ネズミ類がある。ヤギによる自然環境への影響は特に問題になっており弟島及び父島において駆除がすすめられている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

父島では、野生化したヤギによる農作物の被害等を予防するため、毎年ヤギを駆除している。

また、オガサワラオオコウモリによるマンゴー、バナナ、柑橘類、観葉植物への食害が発生し、天然記念物の保護と、農業被害防止の両立が問題になっている。この他、クマネズミ、メジロ及びヒヨドリによる果樹・野菜類への被害が出ている。特に平成6年より狩猟鳥獣としての捕獲が禁止されたヒヨドリの被害が目立っている。

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

7 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 6本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 3本 |
| (3) 案内板 | 12基 |
| (4) その他(解説板) | 1基 |

国指定小笠原群島鳥獸保護区
小笠原群島特別保護地区
指定計画書（案）

平成21年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

小笠原群島特別保護地区

(従来の小笠原諸島特別保護地区から名称を変更する)

(2) 特別保護地区の区域

小笠原群島鳥獣保護区のうち、聳島列島の島しょの区域、父島列島の父島の一部(字扇浦22番2の西端を起点とし、同所から都道240号線を北進し、連珠谷国有林19林班へ、小班の西端から直線で南方150mの地点に至り、同所から字扇浦20番7の南西端に至り、同所から国有林の境界線を南進し字扇浦21番の南東端に至り、同所から直線で字扇浦21番2の北西端に至り、同所から国有林の境界線を南進し字扇浦21番2の南東端に至り、同所から南方に直線で字扇浦22番2の北端に至り、同所から国有林の境界線を西進し起点に至る線に囲まれた区域、字扇浦30番1、同30番2、同31番1、同33番5、同33番6、同33番7、同33番8、同33番39、同61番、同62番、同63番、同64番1、同65番、同66番、同68番1、同70番、同71番、同72番、同73番、同75番、同76番、同77番、同101番、同103番、同104番、同105番、同106番、同107番、同108番、同115番、同116番、同117番、同125番1、字二子4番1(字二子3番1と字扇浦69番との道路と平行する境界線の延長線より北の区域に限る)、同7番2、同8番3、同8番4、同9番2、同13番2、同24番2、同30番(字扇浦73番の北西端と南西端を結ぶ直線の延長線より北東の区域に限る)、字小曲3番7、同4番7、同5番2、同5番3、同7番1、同8番1、同9番1、同10番1、同10番3、同11番1、同12番1、同12番2、同13番、同14番、同15番、同16番、同17番、同18番、同19番、同20番、同21番、同22番、同37番1、同38番1、同38番3、同39番1、同75番、同76番1、同77番1の区域に限る。ただし道路を除く。)、南島及び同島に属する島しょの区域並びに母島列島のうち向島、鰹島、中鰹島、小鰹島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島及び姉島並びにこれらの島に属する島しょの区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日(10年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地

(5) 特別保護地区の指定目的

小笠原群島は、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きになっことがない海洋島で、独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥類の重要な繁殖地となっている。鳥類については、陸鳥で

は、過去に繁殖していた6種はすでに絶滅しており、現在繁殖している陸鳥は9種である。このうち、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワは生息個体数が少なく、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に分類され、絶滅が危惧されている。このほか、世界的な珍鳥とされる固有種で特別天然記念物に指定されているハハジマメグロが繁殖している。海鳥では、コアホウドリ、オーストンウミツバメ等の希少な海鳥類が繁殖しているほか、クロアシアホウドリ、カツオドリ、オナガミズナギドリ等が集団で繁殖している。

哺乳類については、オガサワラオオコウモリが唯一の固有種であり、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に分類され、絶滅が危惧されている。特に父島扇浦地域においては、毎年冬季にほぼ全ての個体が集まり、集団でねぐらを形成していることから、本種の安定した生息のためには当該ねぐら形成域の保全が重要となっている。

これら希少鳥獣の生息地及び繁殖地として特に重要な区域について、引き続き鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定するとともに、オガサワラオオコウモリの冬季集団ねぐら形成域及びその周辺地域を新たに特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島毎の生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。
- 2) 鳥獣類の集団ねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入、ごみの散乱等による鳥獣類の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。
- 3) オガサワラオオコウモリの冬季ねぐら形成域及びその周辺について、関係地方公共団体とも連携協力し、土地所有者、農業関係者、観光業者等と共存・調整を行いながら適切な保全を図る。
- 4) 鳥獣類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

() : 拡大前面積

総面積 1,345ha (1,331ha)

内 訳

ア 形態別内訳

林野 1,341ha (1,331ha)

農耕地 4ha (-ha)

水面 -ha

その他 -ha

イ 所有者別内訳

国有地 1,255ha (1,253ha)

{	国有林	869ha	{	財務省所管	386ha
	国有林以外の国有地	386ha		環境省所管	0ha
		(868ha)		(385ha)	
		(385ha)			

地方公共団体有地 6ha (-ha)

私有地等 84ha (78ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 -ha

自然公園法による地域 1,331ha

文化財保護法による地域 -ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、小笠原群島のうち北之島、中ノ島、笹魚島、聳島、針之島、媒島、嫁島、父島の一部、南島、向島、鰹鳥島、小鰹鳥島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島及び姪島である。

イ 地形、地質等

当該区域は、海洋性島孤の形成過程をマグマ組成の変化や火山活動の位置の変化により、観察できる場所がある。代表的な岩石としてボニナイトがあり、各所に露頭を見ることができる。

ウ 植物相の概要

当該区域は、海洋島であることから固有の生態系が成立しており、ブナ科を欠落し、シダ植物の割合が高く、固有種が多いという特徴が見られる。また、オセアニア系、東南アジア系、本州系など多様な起源の種が混在している。

エ 動物相の概要

当該区域は、大陸から遠く隔てられているため動物相は貧弱である。大型の哺乳類は少なく、天然記念物に指定されているオガサワラオオコウモリ一種のみである。このほか移入動物で野生化したものに、ヤギ、ネコ、ネズミ類がある。ヤギによる自然環境への影響は特に問題になっており駆除が進められている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

父島では、野生化したヤギによる農作物の被害等を予防するため、毎年ヤギを駆除している。

また、オガサワラオオコウモリによるマンゴー、バナナ、柑橘類、観葉植物への食害が発生し、天然記念物の保護と、農業被害防止の両立が問題になっている。この他、クマネズミ、メジロ及びヒヨドリによる果樹・野菜類への被害が出ている。特に平成6年より狩猟鳥獣としての捕獲が禁止されたヒヨドリの被害が目立っている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区特別保護地区用制札 | 3本 |
| (2) 案内板 | 12基 |
| (3) その他(解説板) | 1基 |

別表

生息する鳥獣類

ア. 鳥類

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ		カイツブリ ハジロカイツブリ ミミカイツブリ カンムリカイツブリ	
ミズナギドリ	アホウドリ	●	アホウドリ コアホウドリ	VU 国特天 国内希少 EN
	ミズナギドリ	●	クロアジアホウドリ	
		●	シロハラミズナギドリ	DD
		●	アナドリ	
		○	オオミズナギドリ	
		●	オナガミズナギドリ	
			コミズナギドリ	
			ミナミオナガミズナギドリ	
		●	セグロミズナギドリ	DD
	ウミツバメ		ハイイロウミツバメ	
			ヒメクロウミツバメ	VU
			コシジロウミツバメ	
		●	オーストンウミツバメ	VU
		○	クロウミツバメ	EN
ペリカン	ネッタイチョウ		アカオネッタイチョウ シラオネッタイチョウ	EN EN
	カツオドリ	●	カツオドリ	
			アオツラカツオドリ	VU
		○	アカアシカツオドリ	EN
	ウ		カワウ ウミウ	
	ゲンカンドリ		オオゲンカンドリ コゲンカンドリ	
コウノトリ	サギ		ヨシゴイ	NT
			オオヨシゴイ	EN
			ミゾゴイ	EN
		○	ゴイサギ	
			アカガシラサギ	
			ササゴイ	
		○	アマサギ	
			ダイサギ	
		○	チュウサギ	NT
		○	コサギ	
		○	アオサギ	
			ムラサキサギ	
	トキ		クロトキ	DD
カモ	カモ		ヒシクイ	VU 国天
			オオハクチョウ	
		○	コハクチョウ	
			オシドリ	
			マガモ	
			カルガモ	
		○	コガモ	
		○	トモエガモ	VU
			ヨシガモ	
			オカヨシガモ	
		○	ヒドリガモ	
		○	オナガガモ	
		○	シマアジ	
			ハシビロガモ	
			オオホシハジロ	
			キンクロハジロ	
		○	スズガモ	
			クロガモ	
			シノリガモ	
			ウミアイサ	

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
タカ	タカ	○	ミサゴ	NT
			ハチクマ	NT
			トビ	
		○	オジロワシ	EN 国内希少
			オオタカ	NT 国内希少
			ツミ	
			オオワシ	VU 国天 国内希少
		●	ノスリ (オガサワラノスリ)	VU 国天 国内希少
		○	サシバ	VU
			ハイイロチョウヒ	EN
	チュウヒ			
	ハヤブサ	○	ハヤブサ (シマハヤブサ)	CR 国内希少
			チョウゲンボウ	
ツル	クイナ		ヒメクイナ	
			シロハラクイナ	
			マミジロクイナ	
		○	バン	
		○	ツルクイナ	
		○	オオバン	
チドリ	ミヤコドリ		ミヤコドリ	
	チドリ		ハジロコチドリ	
			コチドリ	
			イカルチドリ	
			シロチドリ	
			メダイチドリ	
			オオメダイチドリ	
		○	ムナグロ	
			ダイゼン	
			ケリ	
		○	タゲリ	
	シギ	○	キョウジョシギ	
		○	トウネン	
			ヒバリシギ	
			アメリカウズラシギ	
			ウズラシギ	
			サルハマシギ	
			ミュビシギ	
			エリマキシギ	
			アカアシシギ	
			コキアシシギ	
			コアオアシシギ	
			アオアシシギ	
			クサシギ	
			タカブシギ	
			キアシシギ	
			イソシギ	
			ソリハシシギ	
			オグロシギ	
			オオソリハシシギ	
			ホウロクシギ	VU
		チュウシャクシギ		
		ヤマシギ		
		タシギ		
		ハリオシギ		
		チュウジシギ		
		メリケンキアシシギ		
		アオシギ		
	セイタカシギ	○	セイタカシギ	VU
	ツバメチドリ	○	ツバメチドリ	VU

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
	カモメ	○	ユリカモメ	
		○	セグロカモメ	
		○	オオセグロカモメ	
			シロカモメ	
			カモメ	
			ウミネコ	
		○	ハジロクロハラアジサシ	
			クロハラアジサシ	
			オオアジサシ	VU
			アジサシ	
			ナンヨウマミジロアジサシ	
			マミジロアジサシ	
			セグロアジサシ	
		○	クロアジサシ	
			ヒメクロアジサシ	
			シロアジサシ	VU
	ウミスズメ		ナミウミスズメ	
ハト	ハト	●	カラスバト (アカガシラカラスバト)	CR 国内希少
			キジバト	
			アオバト	
		○	カワラバト(レースバト)	
カッコウ	カッコウ	○	カッコウ	
			ツツドリ	
		○	ホトギス	
フクロウ	フクロウ		コミズク	
			アオバズク	
ヨタカ	ヨタカ		ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ		ヒメアマツバメ	
			アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ		カワセミ	
	ブッポウソウ		ブッポウソウ	
	ヤツガシラ	○	ヤツガシラ	
スズメ	ヒバリ		ヒメヒバリ	
			ヒバリ	
	ツバメ	○	ショウドウツバメ	
			ツバメ	
			イワツバメ	
	セキレイ		イワミセキレイ	
			ツメナガセキレイ (マミジロツメナガセキレイ)	
			キセキレイ	
		○	ハクセキレイ	
			マミジロタヒバリ	
			ビンズイ	
			ムネアカタヒバリ	
			タヒバリ	
	ヒヨドリ	●	ヒヨドリ (オガサワラヒヨドリ) * 繁殖 (ハシブトヒヨドリ) * 飛来のみ	
	モズ		モズ	
			アカモズ	EN
	レンジャク	○	キレンジャク	
			ヒレンジャク	
	ツグミ	○	ルリビタキ	
		○	ジョウビタキ	
			ノビタキ	
			ハシグロビタキ	
		●	イソヒヨドリ	
		●	トラツグミ	
			アカハラ	
			ツグミ	
	ウグイス	●	ヤブサメ	
			ウグイス (ハシナガウグイス)	
			オオヨシキリ	
			キマユムシクイ	
	ヒタキ		マミジロキビタキ	
			キビダキ	
			オオルリ	
	メジロ	●	メジロ	
	ミツスイ	●	メグロ (ハハジマメグロ)	EN 国天 国内希少

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
	ホオジロ	○	カシラダカ ミヤマホオジロ	
	アトリ	○ ●	アトリ カワラヒワ (オガサワラカワラヒ' マヒワ イスカ コイカル イカル シメ	EN 国内希少
	ムクドリ	○	コムクドリ ホシムクドリ ムクドリ	
	カラス		ミヤマガラス ハシボソガラス	
計			100種	

イ. 獣類

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
コウモリ	オオコウモリ	●	オガサワラオオコウモリ	CR 国天
ウシ	ウシ	●	ヤギ	
ネコ	ネコ	●	ネコ	
ネズミ	ネズミ	● ● ●	クマネズミ ドブネズミ ハツカネズミ	
計			6種	

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠
2 種の指定等の要件は次の通りである。

国特天: 国指定特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物

レッドリスト(ア. 鳥類 平成18年環境省、イ. 獣類 平成19年環境省)

CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧

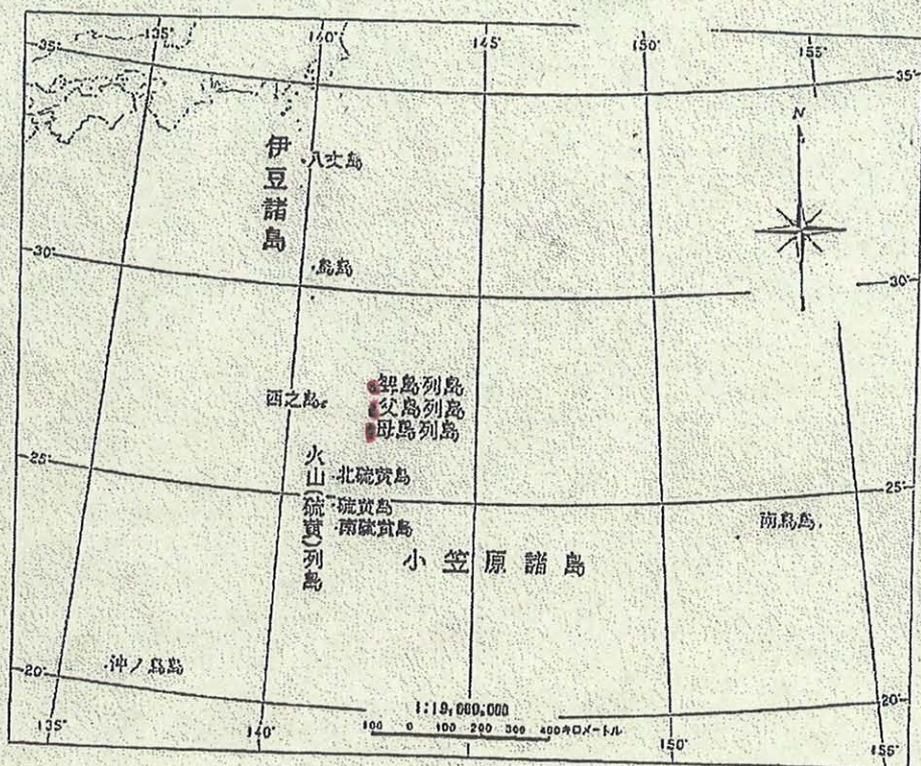
DD: 情報不足、LP: 絶滅の恐れのある地域個体群

国内希少: 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物

国際希少: 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物

- 3 ●印は繁殖確認、○印はよく見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により環境大臣が、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定めた鳥獣(平成14年12月26日環境省令第28号)及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定小笠原群島鳥獸保護区 位置図



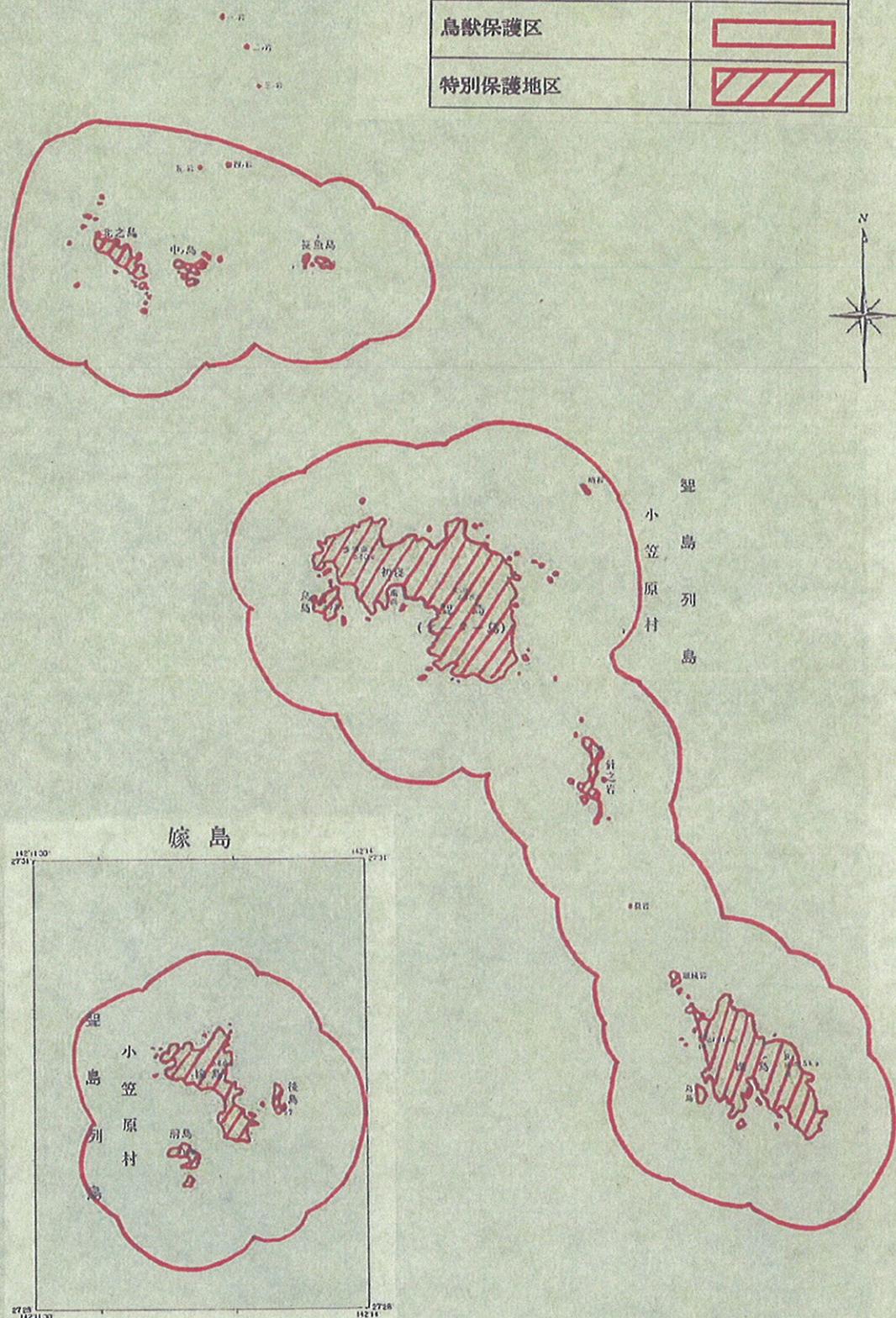
凡 例

鳥獸保護区(特別保護地区)

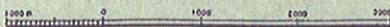
(案)

国指定小笠原群島鳥獣保護区区域图 (聳島列島)

凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

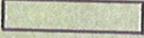


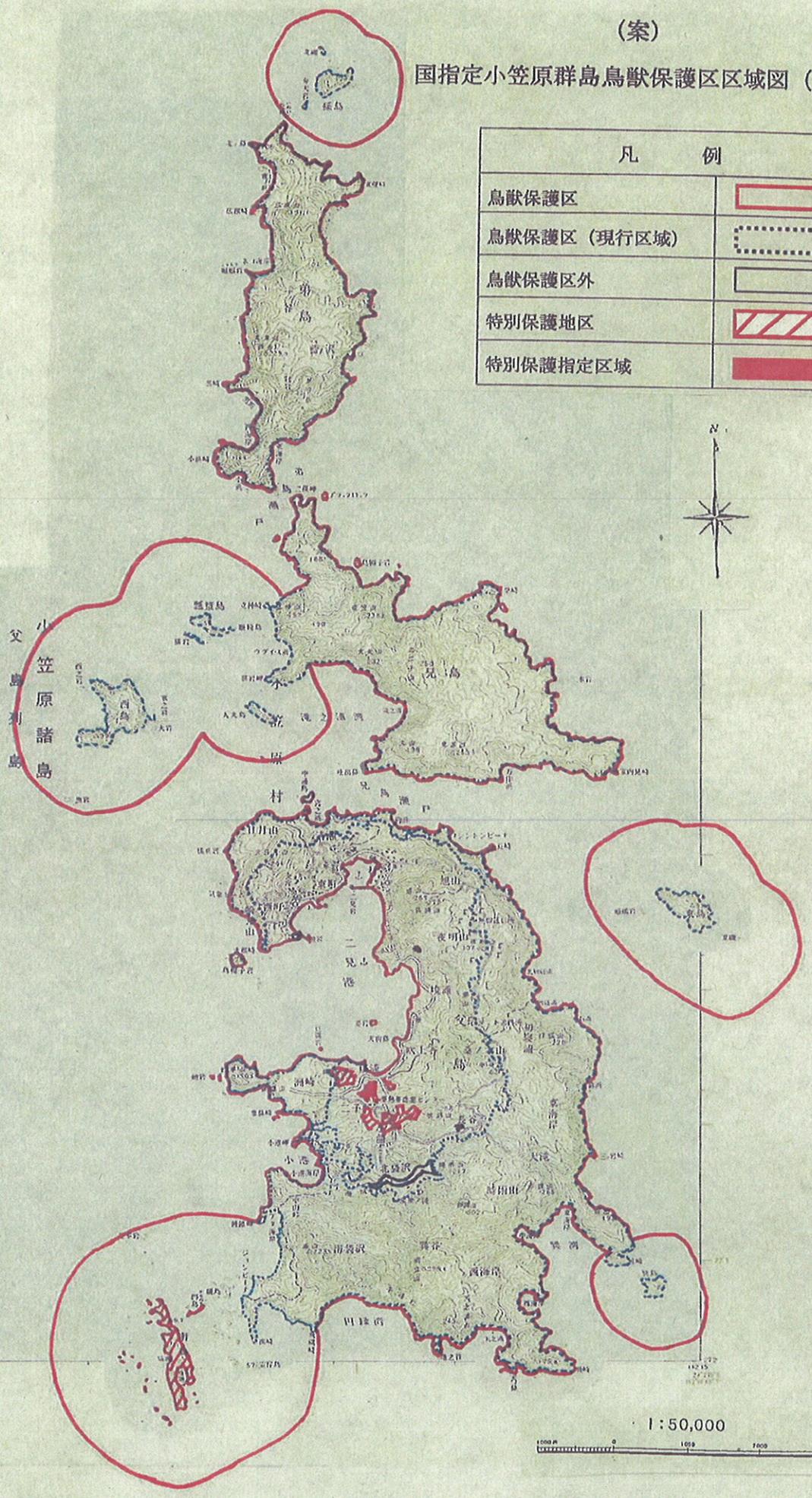
1:50,000



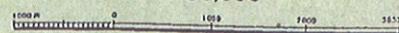
(案)

国指定小笠原群島鳥獣保護区区域図 (父島列島)

凡 例	
鳥獣保護区	
鳥獣保護区 (現行区域)	
鳥獣保護区外	
特別保護地区	
特別保護指定区域	



1:50,000



(案)

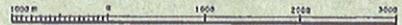
国指定小笠原群島鳥獣保護区区域図 (母島列島)

凡 例

鳥獣保護区	
鳥獣保護区 (現行区域)	
特別保護地区	



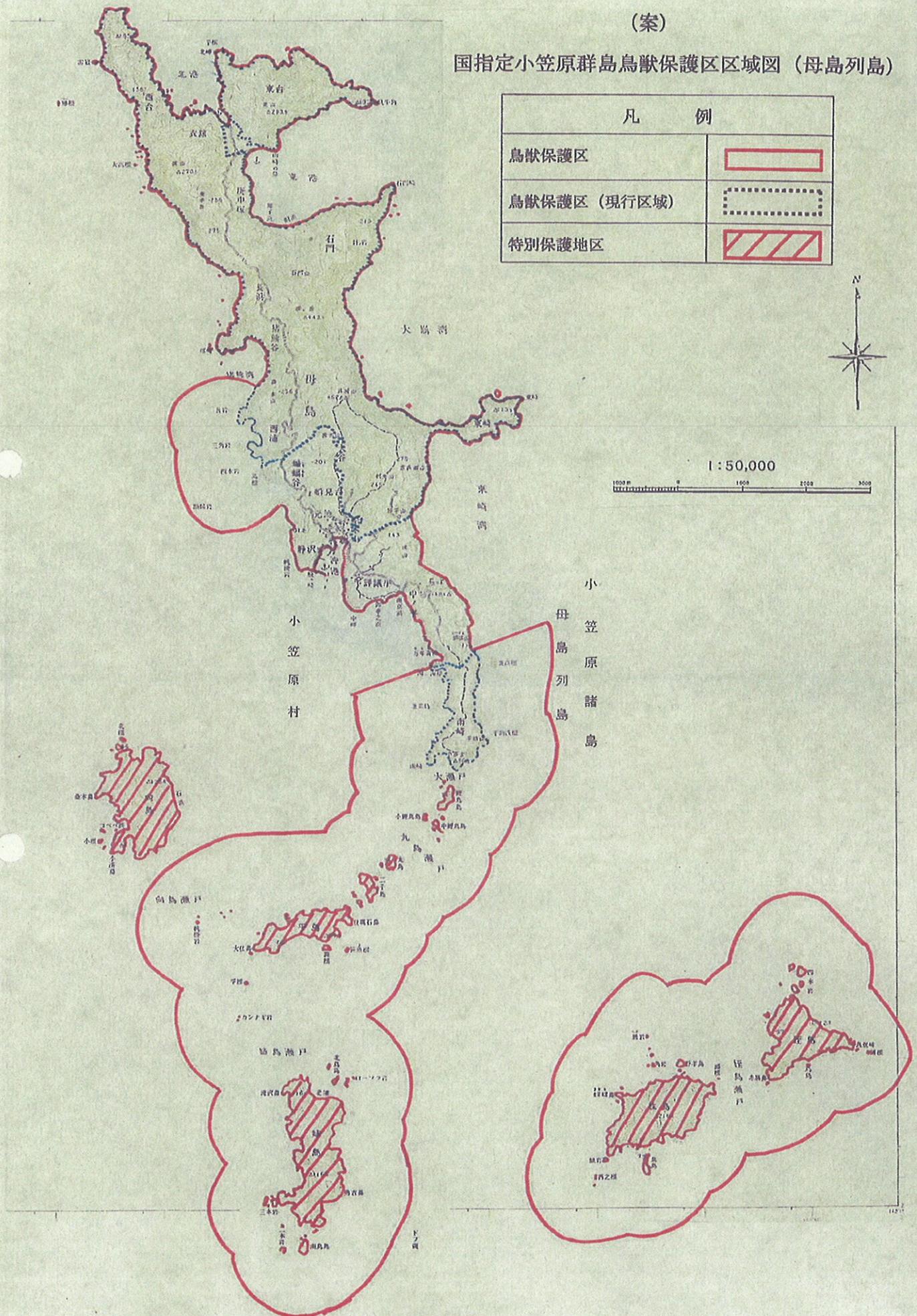
1:50,000



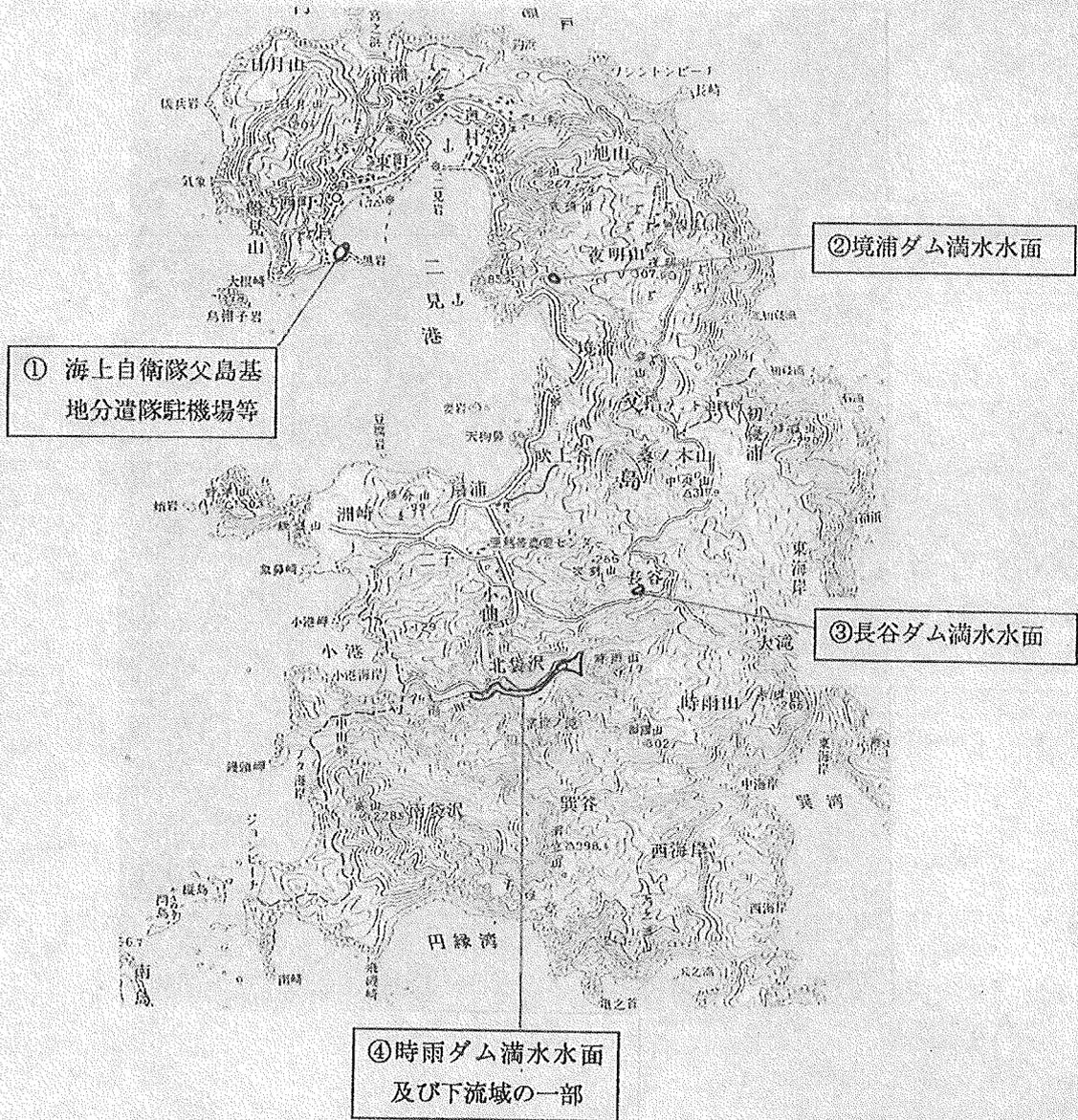
小笠原諸島

母島列島

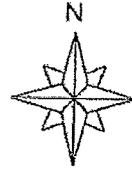
小笠原村



国指定小笠原群島鳥獣保護区 区外地区説明図 (案)

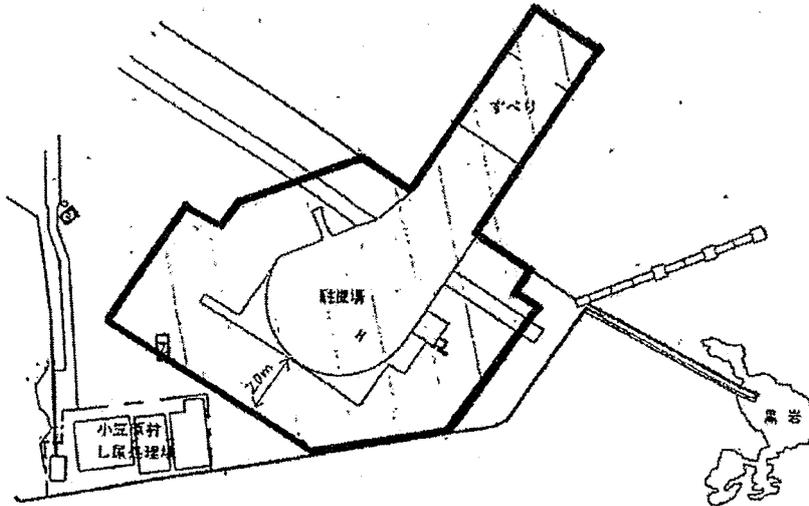


① 海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場等



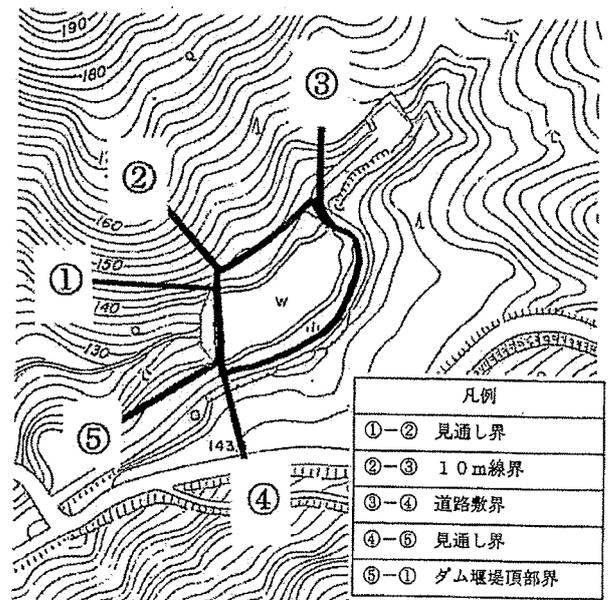
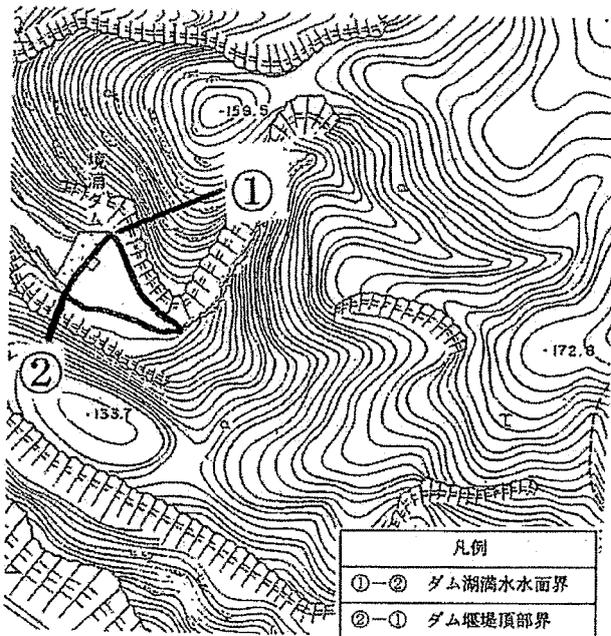
二見港

S=1:2000

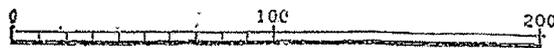


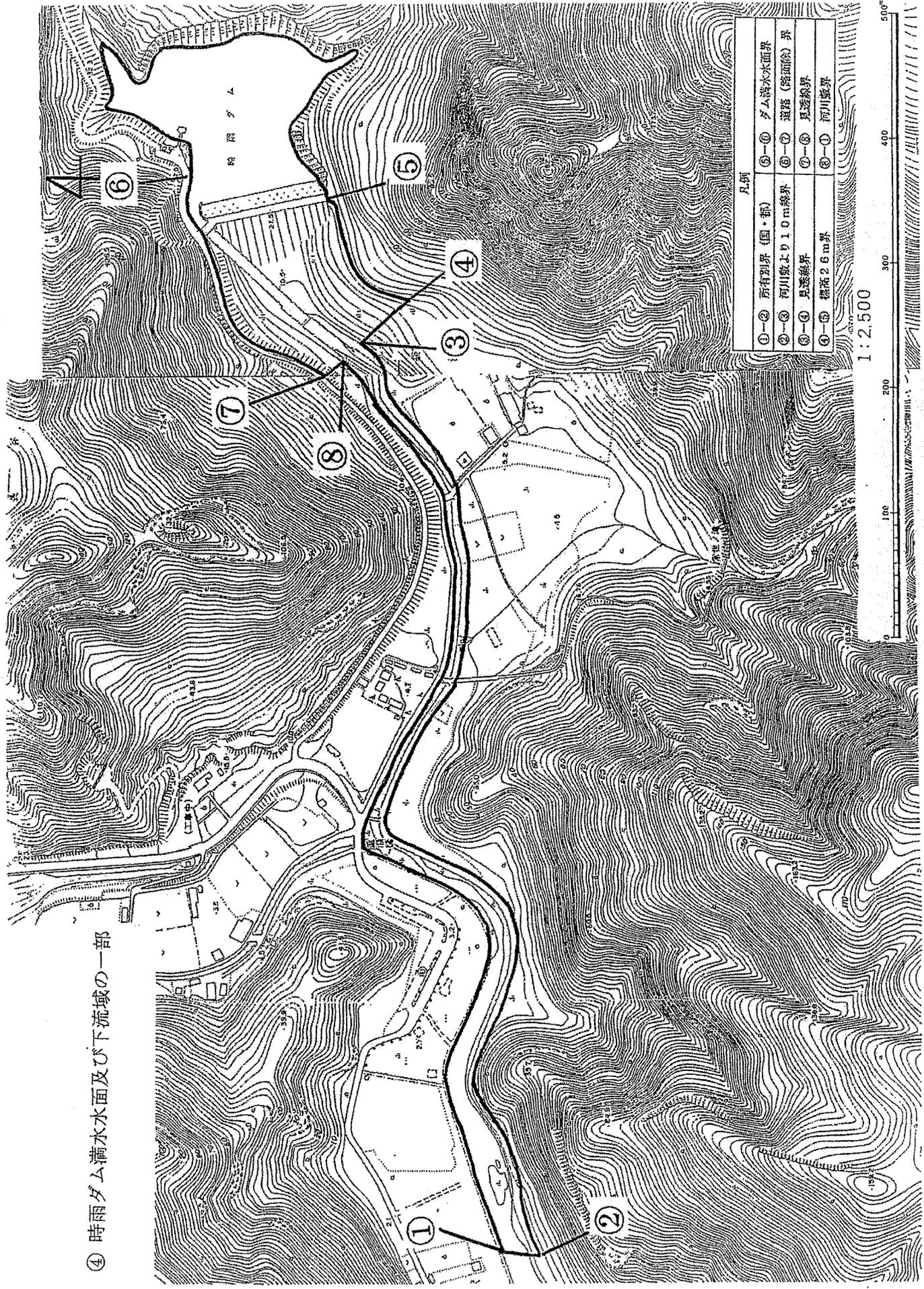
② 境浦ダム湖満水水面等

③ 長谷ダム湖満水水面等



1:2,500





④ 時雨ダム満水面及び下流域の一部

凡例

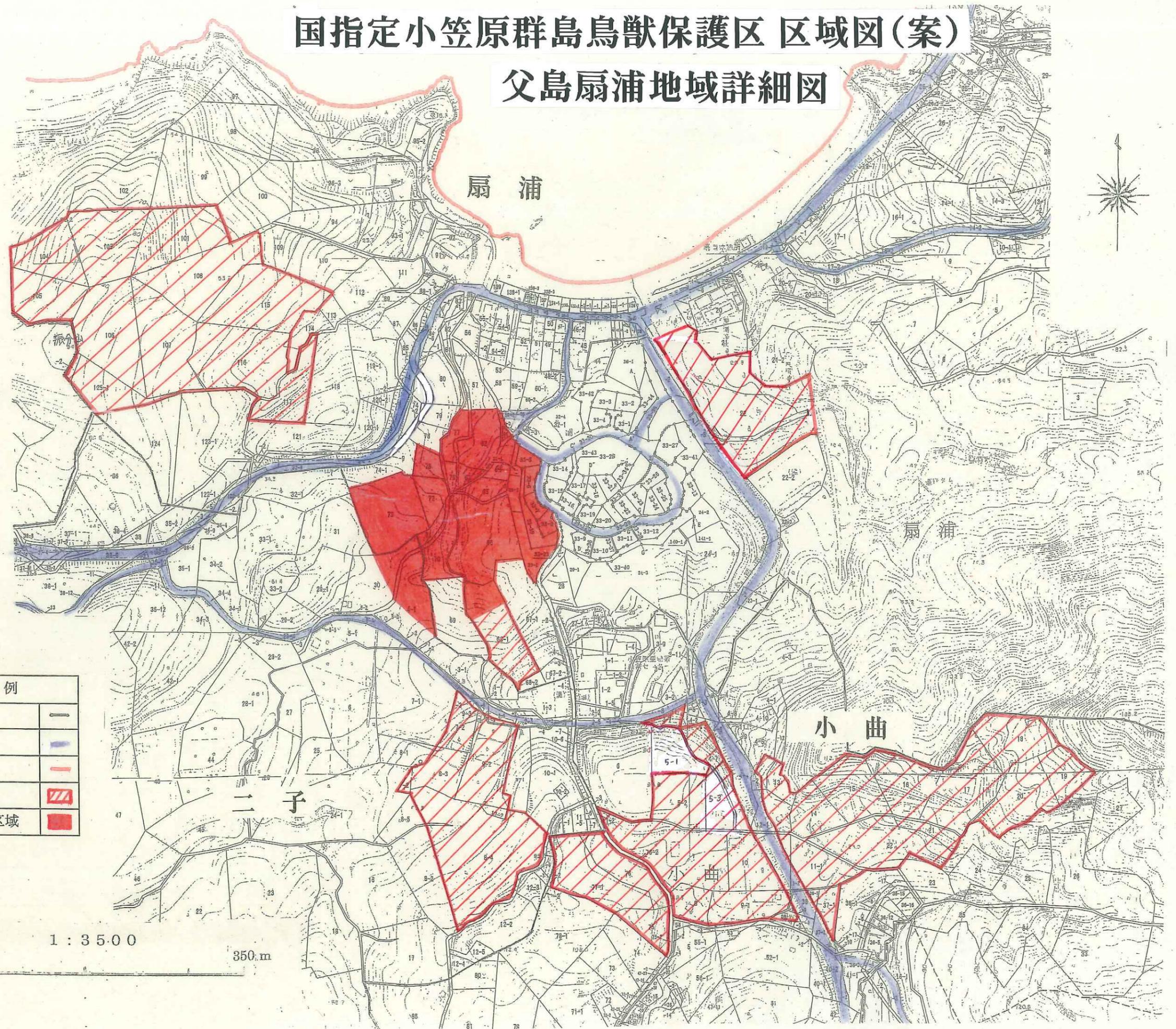
①-② 所有別界 (国・都)	⑤-⑥ ダム満水面界
③-④ 河川敷より10m境界	⑦-⑧ 堤防線 (防面除) 界
⑤-⑥ 見透線界	⑨-⑩ 標高26m界

1:2,500



国指定小笠原群島鳥獣保護区 区域図(案)

父島扇浦地域詳細図



凡 例	
字 界	—
道 路	—
鳥獣保護区	—
特別保護地区	▨
特別保護指定区域	■

0 50 100 350.m
1 : 3500